

産産商第110号
平成21年1月7日

ジェイアール西日本不動産開発株式会社
代表取締役社長 森重 鉄雄 様

京都市長 門 川 大 作

大規模小売店舗立地法による届出に対する市の意見について（通知）

平成20年5月30日付けで届出のあった大規模小売店舗について、大規模小売店舗立地法（以下「法」という。）の規定により、下記のとおり通知します。

記

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

J R 京都駅NKビル

京都市下京区西洞院通塩小路下る東塩小路町9 2 6 他6筆

2 法第8条第4項の規定による市の意見について

現在の状況及び意見書の提出状況等に配慮するとともに、大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針（平成19年経済産業省告示 第16号）（以下「指針」という。）を勘案し、届出書類を総合的に検討したところ、本変更計画の実施による周辺の地域の生活環境への影響は少ないと判断し、市は意見を有しないものとします。

3 付帯意見

設置者は、京都市が推進する「歩くまち・京都」に賛同していることを踏まえ、今回の変更計画書に記載している車両による来店客減少に向けた公共交通機関の利用促進を着実に実施するとともに、公共交通機関を利用する来店客を増やしていくための積極的な取組をより一層進めることが望まれます。

意見理由

1 現在の状況（立地状況）

当該地域は、本市を代表する商業地域の拠点の1つであり、都市計画法上の商業地域にあたる。

周辺の状況は、北側には道路を隔ててキャンパスプラザ京都があり、東側はＪＲ京都駅ビルに隣接し、西側には東塩小路公園及び公共職業安定所があり、南側はＪＲ京都駅となっている。

当該商業施設は、当初から隔地契約駐車場により、指針に基づき算出した必要駐車台数を確保していたところであるが、開店前の当初予測を超える来店客数が定常化した結果、来店客車両が増えたという実態に対応するため、今回の変更では、駐車場の分散化を前提として、隔地契約駐車場を6箇所増やすことで、店舗周辺への来店客車両の流入を防ぎ、店舗周辺における交通渋滞を回避しようとするものである。当該隔地契約駐車場は、開店時の臨時駐車場を継続的に活用するものであるため、平成19年8月23日から運用を開始している。駐車場収容台数は、その全台数を隔地契約駐車場により確保することとし、総台数を55台から132台に増やしている。

2 説明会の状況

法第7条第1項の規定に基づき開催された説明会において、駐車場の利用及び管理に対する配慮、店舗周辺の交通事情への配慮についての質問等が出された。

3 意見書

法第8条第2項の規定により提出された意見はなかった。

4 市の見解

今回の変更計画書は、開店前の当初予測を超える来店客数が定常化した結果、来店客車両が増えたという実態に対応するため、隔地契約駐車場を増加させるものである。

設置者においては、京都市が推進する「歩くまち・京都」の実現に賛同する立場から店舗周辺に可能な限り車両を呼び込まないという考えの下、隔地契約駐車場の積極的な周知を控えるとともに、来店客車両の減少に向けた公共交通機関の利用促進を着実に実施するとしている。総来店客数に占める車両による来店客数の割合は、開店前の当初予測と開店後の実態調査では大きな違いがないことから、車両による来店の抑制について、公共交通機関の利用誘導など一定の取組みが継続されていると判断される。

これらのことを踏まえ、今回の変更計画書を検討した結果、店舗周辺はもとより隔地契約駐車場周辺の地域の生活環境に与える影響は少ないと判断される。

なお、設置者は、京都市が推進する「歩くまち・京都」に賛同していることを踏まえ、今回の変更計画書に記載している車両による来店客減少に向けた公共交通機関の利用促進を着実に実施するとともに、公共交通機関を利用する来店客を増やしていくための積極的な取組をより一層進めることが望まれる。